

岩手県告示第250号

岩手県環境保健研究センター検査等手数料条例の規定による手数料の額（平成13年岩手県告示第395号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
[略]	[略]	<u>健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の8割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</u>	[略]	[略]	<u>診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の8割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。